

資料編

目次(資料編)

計画策定経過.....	3
検討委員会要綱.....	4
検討委員会委員名簿.....	4
国・東京都の動向	5
1. 国の動向(令和7年6月・給特法改正)	5
2. 国の動向(令和7年9月・指針改定).....	6
3. 東京都の動向(東京都教育委員会)	7
稲城市立学校における長時間勤務の状況.....	8
教員アンケート概要	9
1. 調査対象.....	9
2. 調査方法	9
3. 実施期間	9
4. 回収状況	9
5. 設問構成の概要	10
(1)近年の働き方改革に対する実感	10
(2)各取り組みにおける効果の実感.....	10

(3)その他.....	10
6. 主な集計結果の概要	10
(1)「近年の働き方改革の実感」の分析	10
(2)効果を感じられる取組群.....	10
(3)効果を感じられていない取組群.....	11
(4)アンケート結果のまとめ.....	11
7. 自由記載概要(参考).....	14
(1)働き方改革の実効性に対する懸念	14
(2)保護者対応の負担感	14
(3)部活動運営の限界と地域移行への期待	14
(4)人的配置・サポート体制への要望	14
(5)制度・インフラ面の課題	14
8. アンケートを受けて.....	15

計画策定経過

令和7年	
6月2日(月)	計画策定案作成
6月30日(月)	教員アンケートフォーム作成
7月2日(水)	校長会にてアンケート実施周知
7月3日(木)	教員アンケート通知発出
7月25日(金)	アンケート集計・素案作成(関係課協議)
8月1日(金)	「第三次稲城市立学校における働き方改革実施計画検討委員会設置要綱」施行
9月2日(火)	委員委嘱依頼
9月30日(火)	第1回検討委員会開催
10月31日(金)	第2回検討委員会開催
11月25日(火)	教員意見公募通知発出
12月5日(金)	教員意見公募集計・素案修正作業
令和8年(予定)	
1月20日(火)	定例教育委員会報告
2月9日(金)	総合教育会議において会議題として協議
3月19日(木)	定例教育委員会決定

第三次稲城市立学校における働き方改革計画の策定について

令和7年6月教育総務課作成

1. 策定庶務担当

教育部教育総務課教育総務係

2. 計画経緯

令和2年4月～令和5年3月 稲城市立学校における働き方改革実施計画

令和5年4月～令和8年3月 第二次稲城市立学校における働き方改革実施計画

令和8年4月～令和11年3月 第三次稲城市立学校における働き方改革実施計画

3. 基本方針(素案)

1. 在校等時間の適切な把握と意識改革の推進
2. 教員業務の見直しと業務改善の推進
3. 学校を支える人員体制の確保
4. 部活動の負担軽減
5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備

4. 参考資料

(1) 国・都の動向

- ・改正給特法を踏まえて策定(計画の法定化・総合教育会議への報告)
- ・その他、国・都の資料を収集

(2) 学校からの意見聴取

- ・アンケート調査・意見公募(学校管理職・教職員対象)
- ・現行の計画での取り組みメニューについて選択式で回答
- ・自由記載(目検による要約、AIによる単語頻度出現分析による分析等)

当初計画策定案(抜粋)

検討委員会要綱

第三次稲城市立学校における働き方改革実施計画検討委員会設置要綱

令和7年8月1日
教育長決裁

(設置)

第1条 学校における働き方改革の総合的かつ計画的な推進を図るため、稲城市立学校における働き方改革実施計画（以下「計画」という。）の策定に必要な調査及び検討を行う第三次稲城市立学校における働き方改革実施計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 計画の原案策定に関すること。
- (2) 前号のほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、稲城市教育委員会教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 小学校長会会長
- (3) 中学校長会会長
- (4) 小学副校長会会長
- (5) 中学副校長会会長
- (6) 教育部長
- (7) 教育指導担当部長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、傍聴を許可することが出来る。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、稲城市教育委員会教育長が別に定める。

付則（令和7年8月1日 教育長決裁）

この要綱は、教育長の決裁のあった日から施行する。

検討委員会委員名簿

組織	氏名(敬称略)	委嘱
学識経験者	直田 益明	委員長
小学校長会会長	鈴木 浩之	委員
中学校長会会長	中野 広孝	副委員長
小学副校長会会長	小出 宏之	委員
中学副校長会会長	加藤 雄一	委員
教育部長	佐藤 知子	委員
教育指導担当部長	野村 洋介	委員

国・東京都の動向

1. 国の動向(令和7年6月・給特法改正)

文部科学省は、教員の長時間勤務の是正と教育の質の向上を目的として、学校における働き方改革を推進しています。

令和5年8月には、中央教育審議会から「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策(提言)」が提出され、これを受けて文部科学省は、令和6年度からの3年間を集中改革期間と位置づけています。

令和7年6月には「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(以下「法」という)等の一部を改正する法律」(令和8年4月施行)において、右のとおり改正されました。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置(業務量管理・健康確保措置)を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。)の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額額の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】
※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする(学級担任への加算を想定)。【教育公務員特例法第13条関係】
- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

(出典:文部科学省ウェブサイト)

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」)

2. 国の動向(令和7年9月・指針改定)

令和7年9月、文部科学省は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」(以下「指針」)を改正しました。

改正のポイント

1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観点の追加

【働き方改革の目的】

- ・ 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

【基本的観点】

- ・ 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

【在校等時間】

- ・ 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

【上限時間】

- ・ 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
 - ・ 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

5. 留意事項等

- ・ 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない
- ・ 業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳に避けなければならない。仮に持ち帰りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- ・ 学校運営協議会の設置及び活用の推進 ・ 都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- ・ 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- ・ 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- サービス監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

【目標】

- ・ 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標にしており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- ✓ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合 → 100%とすることを旨とする
 - ✓ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 → 平均で30時間程度となることを旨とする
 - ✓ 1年間時間外在校等時間 → 360時間以下とすることを旨とする
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

【内容】

- ・ 実施計画には、4. に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

4. サービス監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- サービス監督教育委員会は、教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

【学校と教師の業務の3分類】

- ・ 今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートの上、本指針に位置づけ

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・ サービス監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

【学校業務の適正化 等】

- ・ 標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業週数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- ・ 放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
- ・ デジタル技術を活用した校務の効率化
- ・ 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)

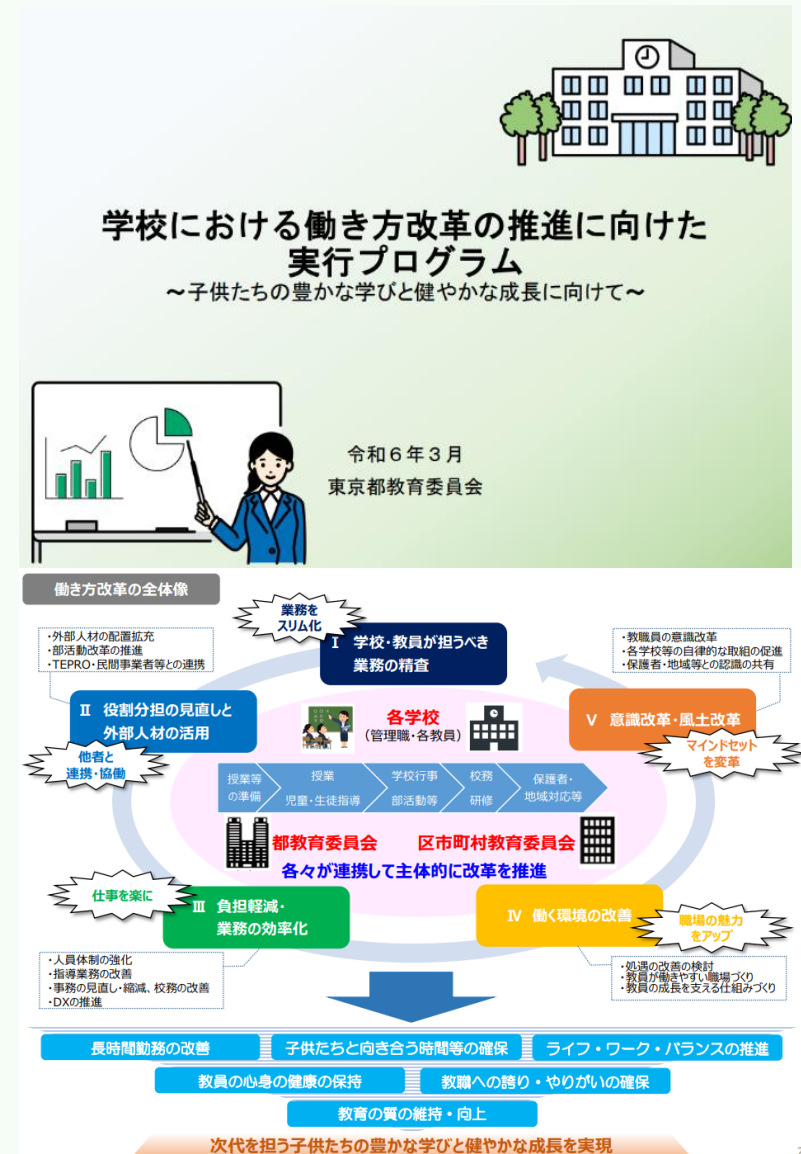
- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等

3. 東京都の動向(東京都教育委員会)

東京都教育委員会は、教員の長時間労働の改善と教育の質の維持向上を図るため、平成 30 年に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、外部人材の活用やデジタル化等に取り組んできました。

その後、令和 6 年 3 月には、令和 8 年度までを計画期間とする「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を策定し、以下のような具体的な対策を進めています。

- ・業務の精査と外部人材の活用
- ・働く環境の改善と意識改革の推進
- ・教員の時間外在校等時間の削減
(目標:月 45 時間超の教員割合を 0%に)



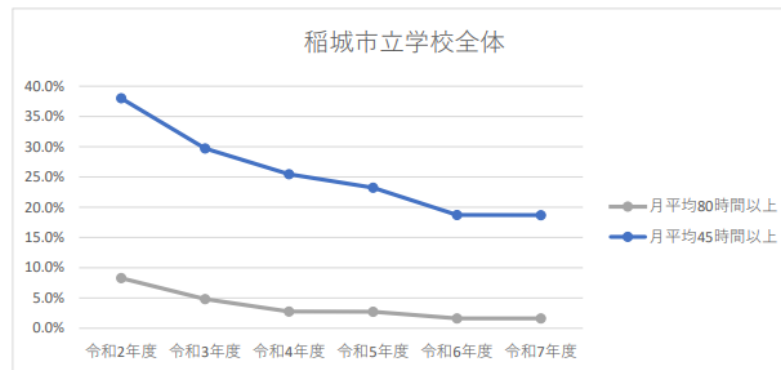
(出典:東京都教育委員会ウェブサイト「学校における働き方改革について」)

稲城市立学校における長時間勤務の状況

○稲城市立学校全体

	年度	対象人数	当面の目標 (月80時間以上の時間外時間数 となる教員数・割合)		最終目標 (月45時間以上の時間外時間数 となる教員数・割合)	
			人数	割合	人数	割合
平均	令和2年度	471人	39人	8.3%	179人	38.0%
	令和3年度	478人	23人	4.8%	142人	29.7%
	令和4年度	471人	13人	2.8%	120人	25.5%
平均	令和5年度	478人	13人	2.7%	111人	23.2%
	令和6年度	486人	8人	1.6%	91人	18.7%
	令和7年度	492人	8人	1.6%	92人	18.7%

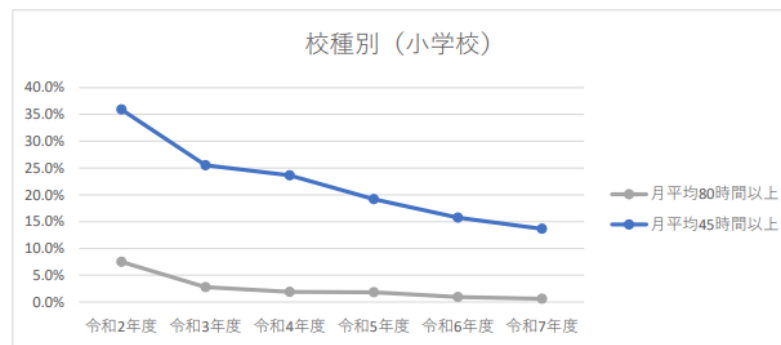
※令和7年度は12月末までの実績



○校種別（小学校）

	年度	対象人数	当面の目標 (月80時間以上の時間外時間数 となる教員数・割合)		最終目標 (月45時間以上の時間外時間数 となる教員数・割合)	
			人数	割合	人数	割合
平均	令和2年度	320人	24人	7.5%	115人	35.9%
	令和3年度	325人	9人	2.8%	83人	25.5%
	令和4年度	317人	6人	1.9%	75人	23.7%
平均	令和5年度	328人	6人	1.8%	63人	19.2%
	令和6年度	330人	3人	0.9%	52人	15.8%
	令和7年度	337人	2人	0.6%	46人	13.6%

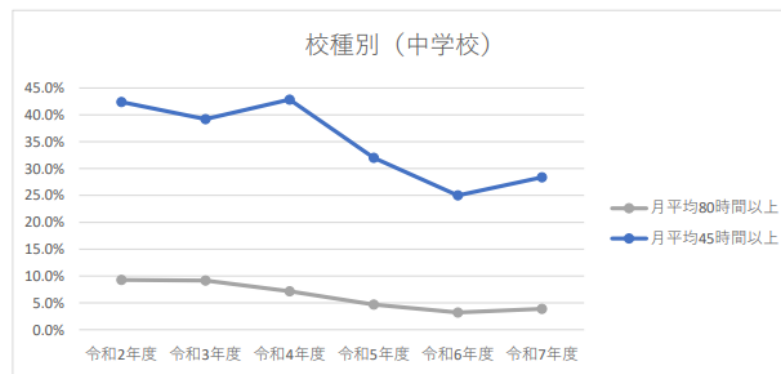
※令和7年度は12月末までの実績



○校種別（中学校）

	年度	対象人数	当面の目標 (月80時間以上の時間外時間数 となる教員数・割合)		最終目標 (月45時間以上の時間外時間数 となる教員数・割合)	
			人数	割合	人数	割合
平均	令和2年度	151人	14人	9.3%	64人	42.4%
	令和3年度	153人	14人	9.2%	60人	39.2%
	令和4年度	154人	11人	7.1%	66人	42.9%
平均	令和5年度	150人	7人	4.7%	48人	32.0%
	令和6年度	156人	5人	3.2%	39人	25.0%
	令和7年度	155人	6人	3.9%	44人	28.4%

※令和7年度は12月末までの実績



教員アンケート概要

本報告書は、令和7年度に策定を予定している「第三次稲城市立学校における働き方改革実施計画」の基礎資料として、稲城市教育委員会が市立小中学校に勤務する都費教育職員を対象に実施したアンケート調査の結果を取りまとめたものです。

本調査は、これまでの取組成果の実感を調査するとともに、教員の勤務実態や意識の現状を把握し、学校現場における働き方改革の更なる推進に資する取組を検討するための参考とすることを目的としています。

1. 調査対象

市立小・中学校に勤務する都費教育職員(校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭)を対象としました。

2. 調査方法

インターネットを活用した Web フォーム形式のアンケート調査により実施しました。

3. 実施期間

令和7年7月4日(金)～ 令和7年7月25日(金)

4. 回収状況

	小学校	中学校	総計
校長	7	5	12
副校長	6	2	8
主幹教諭・指導教諭	8	7	15
主任教諭	35	18	53
教諭	39	27	66
総計	95	59	154

(参考)令和7年度稲城市立小中学校教員配当定数(都教育庁人事計画課)
小学校:387人 中学校:155人

5. 設問構成の概要

アンケートは全 33 問で構成され、以下の種別に分類されます。

(1)近年の働き方改革に対する実感

現在の学校の先生方の働き方についての実感(5問)

(2)各取り組みにおける効果の実感

①在校等時間の適切な把握と意識改革の推進(6問)

②教員業務の見直しと業務改善の推進(12問)

③学校を支える人員体制の確保(3問)

④ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備(4問)

⑤部活動の負担軽減(3問・中学校のみ)

(3)その他

自由記述(任意)

6. 主な集計結果の概要

(1)「近年の働き方改革の実感」の分析

- 「長時間勤務が減少してきた」とする回答は約 4 割(40.9%)にとどまり、依然として「業務負担の軽減」や「本来業務への集中」については、否定的な見方が多数を占めています(6 割超)。
- 一方で、「意識改革が進んでいる」とする肯定的回答は半数超(52.6%)となっており、変化の兆しが見えています。
- 「改善の余地がある」との回答が 86.4%と極めて高く、現場の問題意識が明確となっています。

→今後の施策は「制度整備」だけでなく、「成果実感」につながるような運用・支援強化・広報活動が必要です。

(2)効果が感じられる取組群

- 「②教員業務の見直しと業務改善の推進」「③学校を支える人員体制の確保」「④部活動の負担軽減」「⑤ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備」の各項目における取組は、比較的高い評価が得られています。

→各論となる個別の取組は成果が見えやすく、即効性が感じられる取組であり、引き続き推進していきます。

(3)効果が感じられていない取組群

- 「①在校等時間の適切な把握と意識改革の推進」の取組群は、どれも「効果あり」が2～4割と低く、「わからない」「効果なし」が多く見られます。
- 管理職によるサポートや校内調整も一定の評価はありますが、まだ課題が多いと見られます。

→総論となる働き方改革の目的の再周知・成果の共有等、学校現場・地域・行政が一体となって推進していく必要があります。

(4)アンケート結果のまとめ

在校等時間の記録から、長時間勤務が減少傾向にある調査結果が出ていますが、アンケート結果からは、意識改革が進んでいると感じられている一方で、改善の余地はまだあると考えられています。

また、取組の中では直接教員業務を支援する人的支援、部活動負担軽減、環境整備が特に効果的であるとも感じられています。

アンケート結果一覧①

○=そう思う ×=そう思わない △=わからない

近年の働き方改革の実感	○	×	△
長時間勤務は減少してきたと感じる	40.9%	47.4%	11.7%
業務負担は以前より軽くなった	22.7%	61.0%	16.2%
教員が本来担うべき業務に集中できるようになってきた	16.9%	72.7%	10.4%
意識改革が進んでいると感じる	52.6%	32.5%	14.9%
改善の余地が多く残っていると感じる	86.4%	6.5%	7.1%

○=効果がある ×=効果が無い △=わからない

各取り組みにおける効果の実感	○	×	△
①在校等時間の適切な把握と意識改革の推進			
1-(1) 出張先や家庭での作業も含めた業務時間の測定	20.1%	35.7%	44.2%
1-(2) 教育委員会規則で業務量の適切な管理の目安となる時間の明示	19.5%	39.6%	40.9%
1-(3) 先生方の負担が偏らないよう、管理職からの面談や声かけによるサポート	36.4%	29.9%	33.8%
1-(4) 校内で一部の先生に業務が偏らないための調整	42.9%	35.7%	21.4%
1-(5) 働き方に関する研修による、意識の共有	27.9%	39.6%	32.5%
1-(6) 出退勤管理システムでの出退勤の記録、在校等時間の把握	42.9%	40.3%	16.9%
②教員業務の見直しと業務改善の推進			
2-(1) 集金の口座引落・システム化の検討	66.2%	16.9%	16.9%
2-(2) 学校への調査依頼を見直し	50.6%	20.1%	29.2%
2-(3) 学校への依頼事業を見直し	53.9%	18.2%	27.9%
2-(4) 統合型校務支援システムの導入	53.9%	16.9%	29.2%

アンケート結果一覧②

○ = 効果がある × = 効果が無い △ = わからない

各取り組みにおける効果の実感	○	×	△
②教員業務の見直しと業務改善の推進			
2 - (5) 先生方以外で対応できる業務の分担	76.6%	9.7%	13.6%
2 - (6) 校務改善の方法の集約・各校での共有	44.2%	16.9%	39.0%
2 - (7) 学校におけるペーパーレス化の推進	75.3%	8.4%	16.2%
2 - (8) 通知や文書の書式を統一し、作成時間を削減	69.5%	13.0%	17.5%
2 - (9) 教育委員会行事や研修などの、実施内容を見直し	63.6%	15.6%	20.8%
2 - (10) 勤務時間外の電話音声対応	94.2%	4.5%	1.3%
2 - (11) 学校開放受付業務のシステム化	57.1%	7.1%	35.7%
2 - (12) 市費で任用する補助員の募集・採用方法等の効率化	63.6%	5.2%	31.2%
③学校を支える人員体制の確保			
3 - (1) 事務職員を活用した、校務分担の見直し	70.1%	7.1%	22.7%
3 - (2) スクール・サポート・スタッフを活用した先生方の負担軽減	96.1%	0.0%	3.9%
3 - (3) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの派遣	74.0%	6.5%	19.5%
④ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備			
4 - (1) 保護者や地域の方への、先生の働き方改革の周知	60.4%	22.1%	17.5%
4 - (2) 福利厚生制度をご紹介を通じた、健康で働きやすい環境づくり	37.0%	33.8%	29.2%
4 - (3) 夏季休業期間中の学校閉庁日設定	67.5%	23.4%	9.1%
4 - (4) 学校におけるノー残業デーの設定	24.0%	52.6%	23.4%
⑤部活動の負担軽減			
5 - (1) 部活動外部指導者の活用	62.7%	20.3%	16.9%
5 - (2) 部活動への地域スポーツ・文化団体の活用	44.1%	23.7%	32.2%
5 - (3) 部活動の活動時間や休養日の基準の設定	64.4%	22.0%	13.6%

7. 自由記載概要(参考)

自由記載では、教員が日々感じている具体的な課題と、それに対する率直な意見・提案が多数寄せられました。記述の中で特に頻出したキーワードは「働き方改革」「教員」「負担」「保護者対応」「部活動指導員」等であり、教員の業務負担に関する切実な声が目立ちました。

記載内容を主なテーマ別に整理すると、以下の傾向が確認されました。

(1)働き方改革の実効性に対する懸念

現場では業務過多が常態化しており、働き方改革の効果が実感できていない。教員自身の意識改革に加え、保護者・地域・関係団体による理解促進が不可欠である。

(2)保護者対応の負担感

電話対応、トラブル対応など、迅速かつ丁寧な対応を求められる業務が大きな負担となっている。特に勤務時間外や昼休みにも対応を求められるケースが多く、対策の必要性が強調されている。

(3)部活動運営の限界と地域移行への期待

外部指導員制度の限界や権限不足が課題となっており、顧問教員への負担が継続している。地域移行に対する期待が高まっており、早期かつ計画的な制度整備が求められている。

(4)人的配置・サポート体制への要望

養護教諭の複数配置やスクール・サポート・スタッフ(SSS)の増員を求める声が複数見られた。

教員一人あたりの負担を軽減し、教育活動に集中できる環境整備が望まれている。

(5)制度・インフラ面の課題

校務のデジタル化がむしろ負担を増やしているとの指摘があり、操作性や効率面での改善が必要とされている。

学校の電話回線が限られていることで、保護者対応に支障が生じているという意見が散見された。

8. アンケートを受けて

本アンケートを通じて、多くの先生方が、日々強い使命感と責任感を持ちながら、複雑化・多様化する教育現場に真摯に向き合っておられることがあらためて浮き彫りとなりました。

その一方で、業務の煩雑さや負担感の大きさ、制度や体制への不安など、教育の営みを支える土台にいくつものひずみが生じている現状も見えてきました。

教育とは、目には見えにくい営みです。成果がすぐに表れることも少なく、かけた時間や心のありようが形にならずに終わることもあります。

それでも子どもたちの未来を信じ、日々教壇に立ち続ける先生方からお預かりしたこのご意見は、今後の制度の構築する際にも参考にさせていただきます、丁寧に受け止め、政策の形へつなげていきます。先生方の働きやすさは、子どもたちにとっての学びやすさにつながっています。

限られた時間・予算・人的資源を最大限に活用し、稲城の未来を担う子どもたちが成長できる場を、学校、地域、教育委員会が協働して創っていくことを目標として、今後の取組につなげていきます。